

令和4年7月12日

保護者の皆様



旭川市教育委員会
旭川市立東五条小学校
校長 三浦 一路

新型コロナウイルス感染症による休業対応助成金等について（お知らせ）

現在、全国で新型コロナウイルス感染症がまん延し、本市においても感染の急拡大が見られ、学校内で感染者が発生し、学級閉鎖や学校閉鎖を行うケースが増えております。

つきましては、学級閉鎖等が行われ、子どもを自宅で世話するため、仕事を無給で休まざるを得ない保護者も発生しているほか、事業主から休業手当が支払われない休業者の発生も懸念されており、厚生労働省から北海道教育庁を通じて制度の周知依頼がありましたので、次のとおりお知らせします。また、学校のホームページにも掲載していますので、必要があるときは御活用ください。

なお、詳しい要件や申請方法などは、厚生労働省ホームページやコールセンターで御確認ください。また、申請には期限がありますので、御注意ください。


- 1 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 詳しくはこちら→ 
小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金
- 2 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 詳しくはこちら→ 
小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

※上記1及び2について

小学校等には、小学校のほか、障害のある子どもについては、中学校なども含まれます。

小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

0120-876-187（受付時間 9：00～21：00 ※土日・祝日含む）

- 3 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内 詳しくはこちら→ 
労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合に、労働者が直接申請するための相談窓口

・不明な点等がある場合は、直接、コールセンターにお問合せください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

0120-221-276

（受付時間 月～金 8：30～20：00 土日・祝日 8：30～17：15）